平成 26 年度那須平成の森フィールドセンター排水再利用設備保守点検業務
仕様書

１．業務の目的

本業務は、那須平成の森フィールドセンターの排水再利用設備全般（以下「業務対象施設」という。）について保守点検（清掃含む）業務を行うことで、機能保全を図ることを目的とする。

２．業務期間

契約締結の日から平成２７年３月３１日までとする。

３．業務対象設備

業務対象施設の排水再利用設備（図面参照）

・型　　式　ニッコー㈱ NX-50A＋砂ろ過・活性炭
・計画汚水量　10.0m^3/日

４．業務の内容

業務対象設備が適切に機能するよう、保守点検・清掃業務の範囲及び内容は以下の通りとする。

（１）別紙１「排水再利用設備　各部点検項目」に基づく業務対象設備の保守点検に関する業務
（２）別紙２「排水再利用設備　清掃項目」に基づく業務対象設備の清掃に関する業務
（３）業務対象設備の補充、部品交換に関する業務
（３）関係官公庁への申請届出、報告
（４）前各号に付帯した一切の事項の処理解決
（５）前各号についての報告書の作成義務

５．保守点検作業基準

業務対象設備について、別紙１の「排水再利用設備　各部点検項目」に基づき、業務期間中に２６回（２週に１回）の保守点検を行うこと。消毒剤の投入、活性炭、消耗品の交換・処分、水質検査等の詳細は別添「数量項目参考書」を参照するものとする。

６．清掃作業基準

業務対象設備について、別紙２の「排水再利用設備　清掃項目」に基づき、業務期間中に汚泥引き抜きとして２２ｍ^{3}を行うこと。なお、その内、１８ｍ^{3}は１２月第１水曜日（休館日）に、４ｍ^{3}は繁忙期の状況に合わせて引き抜き作業を予定すること。

７．補修

機械および電気設備その他における故障、損耗に関しては契約条項に基づいて発注者と費用協議の上、運転を中断することのないよう適切に措置し、遅滞なく状況および事後措置をし、これを発注者に報告するものとする。

８．報告義務

請負者が保守点検業務を行ったときは、その都度点検記録表を作成し、一部を発注者に提出するものとする。

９．その他の事項

（１）請負者はこの業務仕様書に基づくほか発注者の係員の指示に従い、業務の完遂を期さなければならない。また、この仕様書において疑義を生じた場合は発注者、請負者協議の上、解決するものとする。

（２）法定検査費は契約に含める。

（３）状況に応じて、設計変更・契約変更を行うことがある。

別紙１

排水再利用設備　各部点検項目

原水ポンプ槽	砂だまり スクリーン 原水ポンプの運転状況 フロートスイッチの作動 計量調整装置
異物除去槽	バッフル内の異物 堆積物 スカム
嫌気濾床槽第１室	異物の流入 水位 濾材の目詰まり 循環水の流入 堆積汚泥の厚み スカム
嫌気濾床槽第２室	異物の流入 水位 濾材の目詰まり 堆積汚泥の厚み スカム
間欠定量ポンプ	送水状況 空気漏れ
循環用エアリフトポンプ	送水状況 水漏れ
生物膜濾過槽	ばっ気状況 水位 色相、浮遊物
処理水槽	透視度 DO pH 色相 逆洗ポンプ配管のエア抜きバルブ
逆洗ポンプ	運転状況
三次処理接触ばっ気槽	ばっ気状況 水位 色相、浮遊物 逆洗装置 消泡装置 汚泥返送
三次処理沈殿槽	越流堰 堆積物
汚泥、スカム返送エアリフトポンプ	送水状況 空気漏れ
砂濾過原水槽	砂濾過ポンプの運転状況 フロートスイッチの作動

活性炭吸着原水槽	活性炭吸着ポンプの運転状況 砂濾過逆洗ポンプの運転状況 フロートスイッチの作動
活性炭吸着処理槽	活性炭逆洗ポンプの運転状況 フロートスイッチの作動
消毒・排水ポンプ槽	消毒剤 残留塩素 薬剤と水の接触状況 越流堰 排水ポンプの運転状況 給水ポンプの運転状況 フロートスイッチの作動
ブロワ、空気配管	音、振動、熱 空気漏れ その他専用取扱説明書参照
制御盤	盤内の臭い、変色 タイマーの現在時刻 タイマーの動作時間設定と作動状況 盤内の異物
砂濾過装置	圧力計 逆洗・洗浄作動 内部濾材交換時期の判断
活性炭吸着塔	圧力計 逆洗・洗浄作動 活性炭交換時期の判断
電動五方弁	作動状況 水漏れ
機械室内	換気状況 室温

別紙２

排水再利用設備　清掃項目

一般事項	制御盤の電源をオフにする マンホールカバーを取り外す
原水ポンプ槽	砂だまり、堆積物全量 原水ポンプ槽底部、堆積物全量
異物除去槽	スカム、汚泥全量
嫌気濾床槽	スカム、汚泥全量 濾材洗浄
制御盤の電源を入れる	逆洗ポンプのみ手動運転、生物膜濾過槽逆洗
処理水槽	底部汚泥全量 移送部ボックス内清掃
水張り	作業後速やかに満水にする
制御盤の電源を入れる	ブロワを始動させる 逆洗ポンプを自動運転に戻す
一般事項	制御盤の施錠 マンホールカバーを取付施錠